

設計・施工プロセス専門部会 中間報告書(案)のポイント

1. 施工プロセスを通じた検査について

工事目的物の品質確保体制

QA (品質保証 Quality Assurance)

= **QC** (品質管理 Quality Control) + **AT** (受取検査 Acceptance Testing)

受注者

発注者

発注者及び受注者が適切に各々の責任を担うことにより、
効率的かつ効果的な品質確保が必要

施工プロセスを通じた検査の導入

① 総括検査職員による完了検査の実施

○ 完成検査を実施し、かつ、検査業務全体を総括する者を「総括検査職員」として任命。

② 主任検査職員による段階検査(中間技術検査を含む)の導入

○ 従来、監督職員が実施している段階確認の一部について、給付の確認を伴う「段階検査」として実施 [1回/月を目処]

○ 段階検査、中間技術検査(以下、「段階検査」とする)を行う者を「主任検査職員」として任命。

○ 段階検査は、職員(非常勤等)が実施(外部技術者を活用する場合、一定の技術力と高度な業務実績が必要)。

③ 品質監視員(インスペクター)による施工プロセスチェックの導入

○ 従来、監督職員が実施している段階確認の一部を施工プロセスチェックとして実施。

○ 「施工プロセスチェック」は、受注者の品質管理(材料検査・出来形確認や施工方法が適切に実施されているか日々現場で確認)。

○ 施工プロセスチェックを行う者を「品質監視員(インスペクター)」とする。

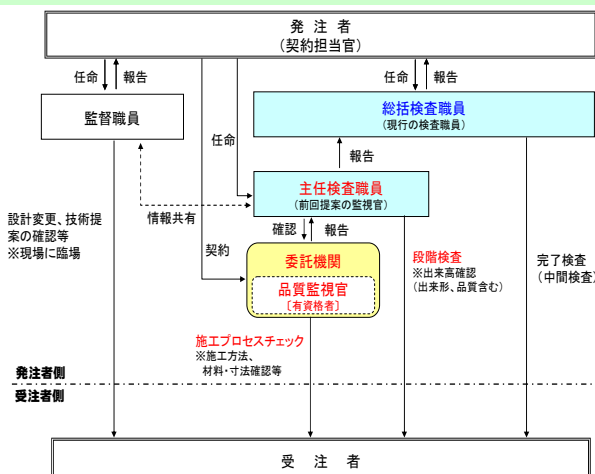
○ 施工プロセスチェックは、職員・外部委託を想定(外部委託とする場合、中立公平性を有し、かつ一定の技術力と業務実績が必要)。

④ 今後の予定

○ 平成19年度発注の本官工事(3億円以上)の一部及びWTO対象工事のうち低入札工事の全てを対象に試行を実施。

○ 出来高部分払方式の前払金の見直しについても検討。

新たな監督・検査業務の体系



監督・検査業務の見直し(案)

	監督職員	検査職員		
	主任監督職員	総括検査職員	主任検査職員	
現行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約関係業務 (条件変更、技術提案の確認等) ○ 調整関係 (地元・関係機関調整) ○ 検査関係業務 (段階確認等) ○ 施工状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 完了検査 ○ 中間技術検査 (既済部分検査) 	-	-
新たな監督検査業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約関係業務 (条件変更、技術提案の確認等) [業務増大] ○ 調整関係 (地元・関係機関調整) ○ 施工状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 完了検査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 段階検査 [工事節目毎に実施] ※ 出来高検査 (品質・出来形検査を含む) ※ 監督職員との情報交換 (総括検査職員への報告) ○ 中間技術検査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工プロセスチェック [日々実施] ※ 施工方法の確認 ※ 材料・寸法確認
	主任監督職員 監督職員	総括検査職員 (現行の検査職員)	主任検査職員	(職員・外部委託) 品質監視員 (インスペクター)

2. 下請企業(専門工事業者)の評価手法について

- ✓ 工事の専門分業化が進む中、工事の品質確保にあたって下請企業(専門工事業者)の果たす役割が拡大。
- ✓ 工事の品質確保並びに向上を図るため、下請企業の技術力等を評価し、優秀な下請企業(技術者)を表彰する制度とその活用について検討。



下請企業(専門工事業者)の評価手法について

(1) 下請企業表彰制度の概要

- ①目的 : 優良な工事において、品質確保・向上に貢献した下請企業を表彰することにより、工事の品質確保並びに下請企業の技術の向上の推進を図る
- ②対象 : 優良な工事(優良工事表彰等)の対象工事の下請企業
(下請会社及び当該工事の主任技術者を表彰)
- ③要件 : a) 専門工事業を行う1次下請企業
(ただし、1次下請企業がマネジメント主体の場合は2次下請企業)
b) 下請負工事金額2,500万円以上
c) 品質確保・向上等に貢献したと認められる下請企業
- ④欠格事項:
 - ・ふさわしくない行為等がある場合(指名停止や局口頭注意以上の処分など)
 - ・当該年度の他の元請工事で65点未満がある場合
- ⑤選定 : 監督職員や優良な工事の元請業者が選定
- ⑥審査 : ・元下請負契約や施工体制が適正であること
(施工体制台帳、主任技術者の雇用状況等を審査)
・下請企業が品質確保・向上に貢献したこと(施工箇所の工事成績等を審査)

(2) 下請企業表彰実績の活用について

総合評価落札方式における下請企業の表彰実績の活用方策は下記の通り。

- ①表彰を受けた下請企業を活用する元請企業への加点
表彰を受けた下請企業を元請企業が活用する場合に元請業者を加点。
- ②下請企業表彰を受けた企業が元請となった場合の活用
下請企業表彰を受けた企業が元請企業として入札参加する場合に加点。

(3) 今後の予定について

平成19年度(平成18年度完成工事)から各地方整備局において実施予定。

下請企業表彰の活用による好循環の構築イメージ

